
関東運輸局からの情報提供
(地域協議会の要件に関する告示の一部改正)

法で定める協議会				
	活性化再生法	道路運送法		
協議会名	地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会	地域公共交通会議	運営協議会	地域協議会
設置法令根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項	道路運送法施行規則第9条の3	道路運送法施行規則第51条の8	道路運送法施行規則第15条の4第1項2号
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議(法6条第1項) ・バス、鉄軌道、旅客船といった個別の輸送形態ごとの輸送サービスの活性化等の観点にとどまらず、シームレスな輸送サービスを実現させるための複数の輸送形態間の連携・横断的な観点から協議(平成26年11月20日国総計第73号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項 ・その他これらに関し必要となる事項(平成27年4月1日国自旅第370号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から收受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項(平成27年4月1日国自旅第370号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりその他の生活交通のあり方一般に関する審議 ・具体的な路線に係る生活交通確保に関する計画(一定期間毎の見直しを前提)の策定についての調整及び決定(平成21年12月18日国自旅第221号)
主に協議する輸送形態	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体を見渡した公共交通網、地域の特性に応じた多様な交通サービス全般(バス、鉄軌道、旅客船、自家用有償旅客運送他) 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合事業(バス)全般 ・乗合タクシー(デマンド交通等) ・市町村運営有償運送 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等による自家用有償旅客運送 ※NPO等特定非営利活動法人 一般社団法人又は一般財団法人 認可地縁団体・農業協同組合 消費生活協同組合 医療法人・社会福祉法人 商工会議所・商工会 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス ・乗合タクシー ・路線バス、乗合タクシーが困難な場合の市町村バス・スクールバス・福祉バスの活用等
協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・一又は複数の市町村又は都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> ・一又は複数の市町村又は都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として1つの市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係都道府県

資料：道路運送法の基礎知識について（関東運輸局/2019.6）に東京都加筆

1. 道路運送法施行規則の一部改正等について

(1) 道路運送法施行規則の一部改正

道路運送法第 15 条の 2 第 1 項に基づき、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないとされているが、当該路線の休止又は廃止について地域協議会において協議が調った場合にあつては、その三十日前に届け出れば足りることとされている。

今般、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、施行規則第 15 条の 4 第 2 号を改正し、一の市町村内で完結する路線については、地域公共交通会議又は法定協議会において協議が調った場合にも、当該変更の 30 日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとする。

(2) 地域協議会の要件に関する告示の一部改正

地域協議会の運営については、地域協議会の要件に関する告示第 4 号において関係都道府県が主催するものであることとされているところ、同号を改正し、協議すべき事項が一の市町村内で完結する路線の休止又は廃止に係る事項のみである場合は、当該市町村が主催することを可能とする。

これまで、地域協議会については、都道府県が主催し路線の休止又は廃止について協議していたところ、市町村が主催して地域協議会を運営する場合は、都道府県と市町村がお互いの役割分担を明確にする必要がある。路線の休止又は廃止を検討している事業者等が混乱することのないよう、市町村が主催して地域協議会を運営する場合は、その旨を事業者等の関係者に前もって周知するとともに、都道府県と密に連携を取りながら円滑な運営を図られたい。

資料：「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた協議会制度の運用等について（令和 4 年 3 月 31 日付国総地第 102 号, 国自旅第 576 号）に東京都加筆

【協議会の一本化】

各制度において必要な構成員を充足することで、例えば、以下の対応が可能である。

- ・ 地域公共交通会議や地域協議会が既に組織されている場合には、必要な構成員を充足することで法定協議会としての機能を持たせ、これらを同時に開催することが可能である。なお、構成員は地方公共団体の判断により柔軟に追加することができる。とされている。
- ・ 地域公共交通会議や地域協議会に法定協議会としての機能を持たせることで、路線バスの維持と休廃止の協議について同時に議論することも可能である。

(例)

A県が主宰する協議会に法定協議会と地域協議会の2つの協議会の機能を持たせることにより、一つの協議会で地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議と、路線バスの休廃止等の生活交通についての協議の両方を行うことができる。

- ・ 一の市町村主催の法定協議会について、市町村主催の地域協議会の機能を持たせることで、一の市町村内で完結する路線の休止・廃止の協議が可能となる。

【設置要綱の作成、委員の任命行為等】

法定協議会を設置した場合、必要な構成員を確認したうえで、その設置要綱において地域公共交通会議や地域協議会としての機能を持たせることを規定することにより、協議会ごとに設置要綱を作成する行為を省略することができる。

また、この場合において、法定協議会への任命を行うことにより、自動的に地域公共交通会議や地域協議会の委員への任命もなされ、別途の任命行為は不要となるなど、簡易な手続による開催が可能である。